

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長 殿
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省スポーツ・青少年局長
久保 公 人



(印影印刷)

学校保健安全法施行規則の一部改正等について（通知）

このたび、別添1のとおり学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成27年文部科学省令第1号）が平成27年1月20日に公布され、学校で予防すべき感染症に係る改正規定については同1月21日に、第一号様式（就学時健康診断票）に係る規定については平成27年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨及び概要は下記のとおりですので、改正の目的等に照らし、学校における感染症の予防及び就学時健康診断が適正に実施されるようお願いします。

また、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、それぞれ所轄の私立学校、域内の市町村教育委員会及び所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、本件につき御周知くださいますよう併せてお願いします。

記

I 改正の趣旨

昨年成立した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第115号）において、新興感染症が世界において発生している状況を踏まえ、感染症の分類が見直されたことに伴い、学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症の種類について所要の改正を行うものであること。

また、予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第247号）において、新たに定期予防接種の対象が追加されることから、第一号様式（就学時健康診断票）についても所要の改正を行うこととする。

II 改正の概要

1 学校において予防すべき感染症（第18条, 第19条関係）

学校において予防すべき感染症について，第一種の感染症に新たに中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザを加え，その他所要の改正を行ったこと。

2 就学時健康診断票（第一号様式関係）

予防接種法施行令の一部を改正する政令が平成26年10月1日より施行されたことを受けて，第一号様式（就学時健康診断票）の予防接種の欄に，水痘の予防接種を加えたこと。

3 施行期日（附則関係）

改正後の規定の施行期日を，学校において予防すべき感染症に係る改正規定については平成27年1月21日，就学時健康診断票に係る改正規定については平成27年4月1日としたこと。

III その他

1 学校において予防すべき感染症に係る留意事項

特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は，感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）により，現時点でH5N1及びH7N9とされていること。

また，当該政令において，鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令（平成25年政令第129号）及び中東呼吸器症候群を指定感染症として定める等の政令（平成26年政令第256号）は廃止されること。

2 就学時健康診断票に係る留意事項

改正後の第一号様式（就学時健康診断票）は別添2のとおりであるため，市長村教育委員会におかれては，平成27年度以降の就学時健康診断で活用されたいこと。

なお，改正後の第一号様式は文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/01/20/1292844_2_1.pdf）からも入手できるため，適宜参照されたいこと。

【本件照会先】

文部科学省スポーツ・青少年局
学校健康教育課企画調整係

TEL：03-5253-4111（内線4950）

FAX：03-6734-3794

e-mail：gakkoken@mext.go.jp